



# 児童手当の手続きはお済みですか？



児童手当は、中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日まで。）の児童を養育しているかたに支給される手当です。現在、児童手当を受給していないかたで、支給対象に該当する場合は、子育て支援課窓口（公務員のかたは勤務先）で手続きをしてください。

## 支給金額

### 所得制限限度額（※）未満の場合

- 『児童手当』として支給します。
- 3歳未満…15,000円
- 3歳以上小学校修了前…
  - 【第1・2子】 10,000円
  - 【第3子以降】 15,000円
- 中学生…10,000円

### 所得制限限度額（※）以上の場合

- 『特例給付』として支給します。
- 年齢に関係なく児童1人あたり…5,000円

## 所得制限限度額表

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいるかたの限度額（所得額ベース）は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額

注2) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額

## 支給時期

手当は年3回、2月・6月・10月の各月5日にそれぞれの月の前月分まで（4か月分）がまとめて支給されます。

## 現況届

児童手当を受給中のかたは、毎年6月に現況届の提出が必要となります。提出がない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

**申込み・問合せ** 子育て支援課こども給付担当 内線 153・155

# 児童扶養手当・特別児童扶養手当制度をご存じですか？

## 児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもを育てているかた（18歳になった日以後の最初の3月31日までの間にあるかたです。また、一定の障がいがある場合は、20歳までです。）や、子どもを育てている父または母に一定の障がいのあるかたに支給される手当です。

但し、次のような場合は、手当を受けられません。

- ・ 手当額を超える公的年金（老齢福祉年金を除く。）を受けることができる場合
- ・ 子どもが児童福祉施設等（母子生活支援施設などを除く。）に入所している場合

### 支給金額（令和元年12月現在）

子どもの人数	月額（全部支給）	月額（一部支給）
1人の場合	42,910円	42,900円 ～10,120円
2人目加算額	10,140円	10,130円 ～5,070円
3人目以降加算額	6,080円 (1人につき)	6,070円 ～3,040円

## 支給時期

手当は、申請した月の翌月分から対象となり、1月（11、12月分）、3月（1、2月分）、5月（3、4月分）、7月（5、6月分）、9月（7、8月分）、11月（9、10月分）、に2か月分ずつ支払われます。

## 特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障がいのある子どもを育てているかたに支給されます。

但し、次のような場合は、手当を受けられません。

- ・ 子どもが障がいによる公的年金を受けることができる場合
- ・ 子どもが児童福祉施設等に入所している場合

### 支給金額（令和元年12月現在）

障がいの状態	月額（1人について）
1級（重度）	52,200円
2級（中度）	34,770円

## 支給時期

手当は、申請した月の翌月分から対象となり、4月（12～3月分）、8月（4～7月分）、11月（8～11月分）に4か月分ずつ支払われます。

## ☆所得制限について

児童扶養手当、特別児童扶養手当ともに、資格のあるかたは所得にかかわらず申請できます。

但し、申請するかたやその配偶者及び同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給に制限があります。

**申込み・問合せ** 子育て支援課こども給付担当 内線 153・155